

第9 健診事業・一般事業

1 人間ドック事業

(1) 利用対象

任意継続組合員及びその被扶養配偶者で、当該年度内に満35歳に達する者又は満40歳以上に達する者

(2) 利用回数及び利用可能期間

ア 利用回数

(ア) 令和4年度以降に資格取得した組合員及びその被扶養配偶者
任意継続組合員期間中1回限りです。

(イ) 令和3年度以前に資格取得した組合員及びその被扶養配偶者
任意継続組合員期間の各年度中1回限りとします。

同一年度内に公立学校共済組合京都支部又は京都府教育委員会の人間ドック事業と特定健康診査を利用することはできません。

イ 利用可能期間

4月から翌年2月末までで、3月は利用できません。

(3) 自己負担額

区 分	任意継続組合員	被扶養配偶者
日帰りコース	13,000円	19,000円

※オプション検査（前立腺検診等）を受診される場合は、別途料金が必要です。

(4) 利用方法

ア 健診機関への予約

希望する契約健診機関（P33）に、電話で「公立学校共済組合京都支部の任意継続組合員（又はその被扶養配偶者）であること」を伝えて予約してください。

イ 「一般人間ドック受診票」の申請

予約後、速やかに当支部に次のものを送付してください。

- 「一般人間ドック受診票」（必要事項を記入のこと）（P60）
※ 受診票は一人につき1枚必要ですので、被扶養配偶者が受診する場合は、組合員とは別に作成してください。
- 返信用封筒（表面に住所・氏名を記入し、切手を貼付）

締 切：受診日の14日前まで

提出先：〒602-8570 公立学校共済組合京都支部 厚生貸付係

◆注意◆ 「一般人間ドック受診票」は、受診当該月の掛金払込み確認完了後に返送します。

※年度始めに受診する場合の受診票の発行は、健診機関との契約の都合により4月1日以降になります。

ウ 受診

受診当日、次のものを健診機関窓口へ提出して受診してください。

- 「一般人間ドック受診票」
- 任意継続組合員証（任意継続組合員被扶養者証）
- 自己負担金
- その他健診機関が指定する持物

◆注意◆ 受診当日、「一般人間ドック受診票」を健診機関に提出されない場合は、助成が受けられません。

(5) 注意事項ほか

予約した日に、やむを得ない事情により受診することができないときは、健診機関に連絡するとともに、厚生貸付係（075-414-5807）にも連絡してください。